

輸入統計品目表改正

平成20年3月財務省告示第113号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
29.09				29.09			
2909.11	000	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 - 非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 - - ジエチルエーテル - - その他のもの - - - エチル - ターシャリ - プチルエーテルのうちバイオマス(動植物に由来する有機物(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)から製造したエタノールを原料として製造したものである旨が関税暫定措置法施行令で定めるところにより証明されたもの - - - その他のもの	K G	2909.11 000 2909.19 000	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 - 非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 - - ジエチルエーテル - - その他のもの	K G	
2909.19	010						K G
2909.20	090			K L	K G K G		
2909.60							
50.01							
5001.00	010	繭(繰糸に適するものに限る。) - 関税割当制度による数量(第5002.00号において「共通		2909.20 2909.60 50.01 5001.00		(同 左)	K G
				010		繭(繰糸に適するものに限る。) - 関税割当制度による数量以内のもの	

輸入統計品目表改正

平成20年3月財務省告示第113号

新					旧				
50.02	090	<u>の限度数量</u> という。)以内のもの	K G	K G	50.02	090	- その他のもの		K G
5002.00	100	- その他のもの 生糸(よつてないものに限る。) - 野蚕のもの - その他のもの - - <u>共通の限度数量以内のもの</u>	K G	K G	5002.00	100	- その他のもの 生糸(よつてないものに限る。) - 野蚕のもの - その他のもの - - <u>独立行政法人農畜産業振興機構が生糸の輸入に係る調整等に関する法律第2条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第11条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの</u>		K G
	211	- - - 玉糸 - - - その他のもの - - - - 織度が21中のもの	K G	K G	211	211	- - - 玉糸 - - - その他のもの - - - - 織度が21中のもの		K G
	212	- - - - <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第2条第3項に規定する日本農林規格に定める生糸の2Aの等級のもの</u>	K G	K G	212	212	- - - - <u>品位が2A格のもの</u>		K G
	213	- - - - その他のもの	K G	K G	213	213	- - - - その他のもの		K G
	216	- - - - 織度が27中及び28中のもの	K G	K G	216	216	- - - - 織度が27中及び28中のもの		K G
	217	- - - - その他のもの - - その他のもの	K G	K G	217	217	- - - - その他のもの - - その他のもの		K G
	221	- - - 玉糸 - - - その他のもの - - - - 織度が21中のもの	K G	K G	221	221	- - - 玉糸 - - - その他のもの - - - - 織度が21中のもの		K G
	222	- - - - <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第2条第3項に規定する日本農林規格に定める生糸の2Aの等級のもの</u>	K G	K G	222	222	- - - - <u>品位が2A格のもの</u>		K G

輸入統計品目表改正

平成 20 年 3 月財務省告示第 113 号

新					旧				
	223	- - - - その他のもの		K G	223	- - - - その他のもの		K G	
	226	- - - 織度が 27 中及び 28 中のもの		K G	226	- - - 織度が 27 中及び 28 中のもの		K G	
	227	- - - その他のもの		K G	227	- - - その他のもの		K G	